定　　款

第１章　　総　則

（商号）

第１条　　当会社は株式会社デンタスと称し、英文ではＤＥＮＴＡＳ　ＣＯ.，ＬＴＤ．と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

１．　歯科医療材料の研究開発
２．　歯科技工補修物材料の研究開発
３．　歯科医療機械器具の製造、販売、仲介、リース、レンタル、メンテナンス及び修理ならびに古物の売買
４．　歯科医療材料の輸出入
５．　歯科医療の補綴物、充填物、又は矯正装置の製造、販売、修理
６．　医療用具の研究開発
７．　医療用具の製造及び販売
８．　医療用具の輸出入
９．　歯科医院業務に関する情報の収集、蓄積、開発による情報提供サービス事業
１０．歯科医院開設支援事業
１１．歯科医院の施設および付帯設備等の販売、リース、レンタル、メンテナンス及び修理ならびに古物の売買
１２．歯科医院の運営に関するコンサルティング
１３．人材採用に関するコンサルティング
１４．企業の買収、合併、業務提携、事業譲渡の調査、企画、及びコンサルティング
１５．一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
１６．有料職業紹介業
１７．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を徳島県徳島市に置く。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は１，３８２，８００株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式　　１，１３２，８００株

Ａ種種類株式　　２５０，０００株

（単元株式数）

第６条　　当会社の単元株式数は、普通株式につき１００株とし、Ａ種種類株式につき１株とする。

（株式取扱規則）

第７条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第８条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿並びにそれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

（株式の併合、分割、又は募集株式の割当て）

第９条　　当会社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、同一割合でこれを行う。

（自己の株式の取得）

第１０条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市

場取引等により自己の株式を取得することができる。

第２章の２　Ａ種種類株式

（剰余金の配当）

第１１条の１　　当会社は、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）及びＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

（残余財産の分配）

第１１条の２　　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

２．Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

３．当会社が残余財産の分配を行う額が、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

（議決権）

第１１条の３　　Ａ種種類株主は株主総会において議決権を有しない。

（種類株主総会）

第１１条の４　　当会社は、法令に別段の定めがある場合（会社法第 322 条第３項但書の場合を含む。）を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議（会社法第 322 条第１項の規定による決議を含む。）を要しない。

（Ａ種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約権の割当てを受ける権利等）

第１１条の５　　当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びＡ種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

２．当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びＡ種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

３．当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当

てる。

４．当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

５．当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

６．当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第１１条の６　Ａ種種類株主は、Ａ種種類株式発行後、2022 年３月 31 日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも当会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当会社の普通株式を対価として、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

２．　Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るＡ種種類株式の数に本条第３項に定める取得比率（但し、本条第４項の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第３項に定める金銭の交付はしない。

３．　取得比率は、当初、１とする。

４．　（取得比率の調整）

(a) 当会社は、Ａ種種類株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）

（但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本項(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。

② 取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本項(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

なお、取引がその間ない場合は、直近の気配値若しくは、その直前

に発行された普通株式の発行価額を使用する。

③ 取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

① 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

② その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

③ 取得比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e) 本項に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにＡ種種類株主に通知する。但し、本項(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

（Ａ種種類株式の譲渡の制限）

第１１条の７　　譲渡によるＡ種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

第３章　　株主総会

（総会の招集）

第１２条　　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

（株主総会参考書類等の電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

（種類株主総会）

第１９条　種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３２４条第２項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

３．第１４条乃至第１７条の規定は種類株主総会に準用する。

４．定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要

とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第１３条の規定を準用する。

５．　種類株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第１９条　　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第２０条　　当会社の取締役は１０名以内とする。

（取締役の選任方法）

第２１条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２２条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急必要のあるときは、この期間を更に短縮することができる。

２．　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締

役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、取締役（当該決議に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

（代表取締役および役付取締役）

第２８条　当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

２．　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名、取締役副社長１名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他職執行の対価として当会社から受ける財産上の益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２．　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第４２５条第１項各号に規定する金額の合計額とする。

第５章　　監査役

（監査役の設置）

第３１条　　当会社は監査役を置く。

（監査役の員数）

第３２条　　当会社の監査役は３名以内とする。

（監査役の選任）

第３３条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３４条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第３５条　　監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

（監査役の責任免除）

第３６条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害責任の限度額は、会社法第４２５条第１項各号に規定する金額の合計額とする。

第６章　　計算

（事業年度）

第３７条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第３８条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

２．　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことが出来る。

（期末配当金の除斥期間）

第３９条　　期末配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．　未払の期末配当金には利息をつけない。

平成２１年３月２６日一部改訂
平成２１年１１月２６日一部改訂
平成２２年６月１５日一部改訂
平成２６年６月３０日一部改訂
平成２７年６月２５日一部改訂
平成２７年７月１３日一部改訂
平成２８年６月２８日一部改訂
平成２９年６月２８日一部改訂
平成３０年６月２６日一部改訂
令和２年３月１３日一部改訂
2022 年(令和４年)６月２８日一部改訂
2023 年(令和５年)６月２８日一部改訂